

感染リバウンド防止対策の延長

1. 趣旨

本県の感染状況は1週間移動平均が140人を超え、人口10万人当りでステージⅢの水準に入るなど、感染増加局面にある。このため、感染拡大防止を図るため、現在行っている感染リバウンド防止対策について、一部地域の時短要請を強化した上で延長する。
併せて、まん延防止等重点措置区域の指定を国に要請する。

2. 感染リバウンド防止対策の延長

- ・延長期間：現行の国の対処方針実施期間を踏まえ、8/22(日)まで延長
- ・時短要請：地域の感染状況等を踏まえ、東播磨地域及び姫路市の飲食店等への時短要請を強化(21時30分→20時30分)

区 分	感染リバウンド防止対策(まん延防止等重点措置実施区域指定までの間) (特措法第24条第9項)	
区 域	県全域	
延 長 期 間	8/1(日)～8/22(日)[22日間] (現行：7/12(月)～7/31(土)) ※国対処方針の実施期間 8/22 まで延長	
外 出 自 粛	○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛 ○県境を超えた不要不急の往来の自粛 等	
飲 食 店 等	神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市東播磨(明石市除く)地域、姫路市 [全体として前回のまん延防止等重点措置地域と同じエリアに拡大]	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨但馬・丹波・淡路地域
	○時短要請 ・時短要請：5時～20時30分 ・酒類提供：11時～19時30分	○時短要請 ・時短要請：5時～21時30分 ・酒類提供：11時～20時30分
	○感染対策徹底 ・酒類提供の場合の「一定の要件」遵守 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼	
多数利用施設	神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市東播磨(明石市除く)地域、姫路市	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨但馬・丹波・淡路地域
	○時短協力依頼：5時～20時30分	○時短協力依頼：5時～21時30分
	○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底	
イベント開催	○国の開催基準に準拠 ・収容定員：50%以内(大声を出さない場合100%以内) ・人数上限：1万人(収容定員の50%以内(≦1万人)又は5千人以下のいずれか大きい方)	
出 勤 抑 制	○在宅勤務(テレワーク)の推進 等	